

食品安全マネジメントシステム審査認証

ISO22000 及び FSSC22000 システム審査

ISO22000 食品安全マネジメントシステム(FSMS)
世界的に知られている”HACCP 原則およびコーデックス委員会の HACCP システム適用の手順”を、ISO9001 品質マネジメントシステムの枠組みに組み込み、これによって食品の安全性確保を確実なものにし、継続的に改善させるためのマネジメントシステムです。

FSSC22000 食品安全システム(FSSC22000)
ISO22000 と ISO/TS22002-1 を融合させたもので、GFSI(国際食品安全イニシアチブ)のベンチマークとして承認された規格です。
ISO/TS22002-1 はイギリスの食品安全規格 PAS220 を ISO 規格として発行されたもので、ISO22000 の中では個々の基準に深く言及されていない「PRP(前提条件プログラム)」について明確に基準を示したものです。さらにいくつかの追加された要求事項も含まれています。
これらはいずれも国際的な第三者認証制度で、第三者の認証機関が組織のマネジメントシステムを審査し、適合した場合にその組織を認証します。当社は、2012 年に公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)より認証機関としての認定を受けております。

食品安全マネジメントシステムの対象業種

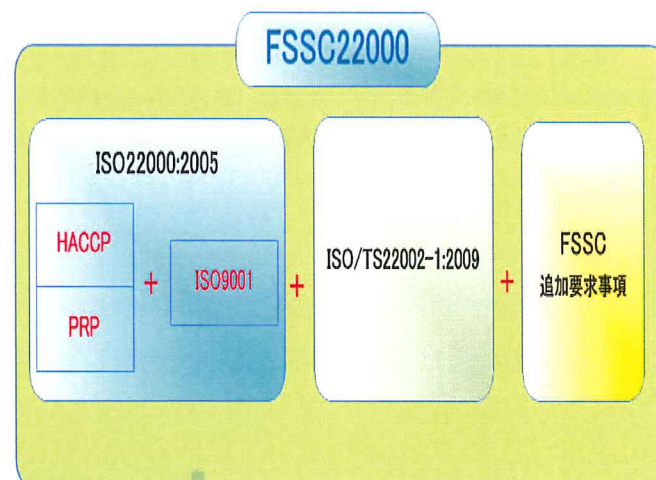
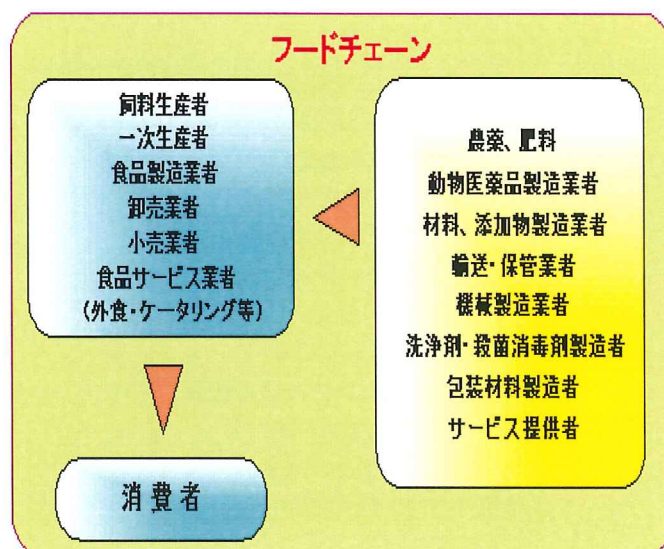
食品安全マネジメントシステムは一次食品生産者から消費者までの”フードチェーン”に属する、次のような業者を対象としています。

- ・ 飼料生産者
- ・ 一次製品生産者
- ・ 食品製造業者
- ・ 卸売業者
- ・ 小売業者
- ・ 食品サービス業者(外食・ケータリング等)
- ・ 農薬・肥料・動物医薬品製造業者
- ・ 材料・添加物製造業者
- ・ 輸送・保管業者
- ・ 機械製造業者
- ・ 洗浄剤・殺菌消毒剤製造業者
- ・ 包装材料製造業者

FSMS 導入のメリット

食品安全マネジメントシステムを導入することにより、以下の効果が期待できます。

- 食品事故の未然の防止や再発防止に役立ちます。
- 安全な食品の提供を通じて、経営の質の向上を図ることができます。
- 国際標準化機構(ISO)が制定した規格なので、食の安全性に対する対外的アピールとなり、特に製品を輸出する場合には有利となることが考えられます。



HACCP 審査

HACCP は、製品の安全性確保を従来の製品のサンプリング検査ではなく、7 原則 12 手順に従い、すべての受入原材料から製造工程を対象として、危害分析を行い、CCP(重要管理点)を設定し、そのポイントを継続的に監視・記録(モニタリング)し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決する不良製品の出荷を未然に防ぐシステムです。

また、作業環境を衛生的に確保するための一般的衛生管理が HACCP 手法の導入の前提となります。

コーデックス委員会から以下の7原則12手順からなる HACCP のガイドラインに従って HACCP プランを構築していきます。

手順 1 専門家チームの編成

- 2 製品についての記述
- 3 使用についての確認
- 4 フローダイアグラムの作成
- 5 フローダイアグラムの現場確認
- 6 原則1 危害(ハザード)分析の実施
- 7 原則2 CCPの決定
- 8 原則3 管理基準の設定
- 9 原則4 モニタリング方法の設定
- 10 原則5 改善措置の設定
- 11 原則6 検証方法の設定
- 12 原則7 文書及び記録の維持管理方法の設定

一般的衛生管理とは

食品により異なりますが、原料の生産から、施設・設備および機械・器具類の衛生管理、食品の一般的取り扱い、従業員の衛生管理と教育訓練を行うことで、作業環境を衛生的に確保します。

当社の審査の特徴

1. 規格の適合性に軸足を置く厳正・適確な審査
社会環境の変化に伴い、製品・サービス・プロセス等は常に変化します。長年認証を継続している組織でも、これらの変化への対応について、その適合性を審査することが必要です。
2. 組織の特性を考慮し有効性を重視する審査
審査の結果は、単に適合の確認だけにとどまるのではなく、組織が ISO 規格に何を求めているかを尊重し、業界特性や組織文化、事業規模やシステムの成熟度など、組織の特性と個性に応じた審査をします。
3. 組織の運用実態を十分把握した審査
現場審査を重視し、トップの方針が管理部門から現場まで一貫性を持って浸透しているかを検証し、組織の方々のモチベーションを意識した審査をします。
4. コミュニケーションを重視した対話型審査
現場審査はもとより、審査の準備段階から結果報告まで、組織とのコミュニケーションにより、十分に納得いただける対話型審査を行います。こうした対話が“気づき”につながると考えています。
5. ステークホルダーの視点に立った審査
ステークホルダーの視点に立ち、「誰のため」「何のため」に役立つシステムであるべきかを常に考えた審査を目指します。